

佐久地域HACCP基礎研修会を開催しました。

食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月1日から農産加工等を行う事業者は「HACCP」に沿った衛生管理等の導入が義務付けられます。

このことを受け10月22日（木）、佐久合同庁舎を会場に佐久地域で農畜産物加工施設を運営する皆さんを対象とした標記研修会を開催し、管内10組織の関係者が参加しました。

当日は、講師の長野県よろず支援拠点コーディネーターの中田麻奈美さんから、

- ①まずは「手引書」を手に入れる。
- ②管理衛生計画を作って従業員に周知する。
- ③衛生管理計画を実施し、記録をつけて管理する。
- ④衛生管理計画を振り返る。

といった「HACCPに沿った衛生管理の概要」を分かり易く説明いただき、研鑽深めました。

すでに「HACCP」の取組を始めている参加者からは「HACCPに取り組んでみて、改めて日頃の課題を再認識することができた。これからは対象品目を増やしていきたい。」と積極的な声が聞かれました。

今後、より一層の「HACCP」の取組拡大が期待されます。



※) 新型コロナウイルス対策として、ソーシャルディスタンスに配慮するとともに、入口で検温・マスク着用の確認を行い開催しました。